○経済産業省令第二十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第十六条第一項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第二十七条第一項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第一項、第四十二条第二項、第四十四条第二項、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第百十一条第一項、第百十五条第一項、第百二十条及び第百四十七条並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定） **第八十七条**　［略］ 2　前項の申請書及びその写しの提出は、法第百十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（法第百十八条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定荷主連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。 3・4　［略］ （特定エネルギー消費機器の適用除外） **第九十二条**　［略］ 2～4　［略］ 5　令第十八条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。 ［削る］	（認定荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定） **第八十七条**　［略］ 2　前項の申請書及びその写しの提出は、法第百十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（法第百十八条第一項の規定による変更の認定又は同上第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定荷主連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。 3・4　［略］ （特定エネルギー消費機器の適用除外） **第九十二条**　［略］ 2～4　［略］ 5　令第十八条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。 一　複合理論性能（別表第四の上欄に掲げる電子計算機について同表の下欄に掲げるものとする。以下同じ。）が一秒につき二十万メガ演算以上のもの

改正後	改正前
一　四を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの 二　入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が一秒につき十ギガビット以上のものに限る。）が五百十二本以上のもの 三　サーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。以下同じ。）において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの 四　サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、六十四ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの 五　サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの 六　専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの 6～27　［略］ （エネルギー消費効率） **第九十三条**　法第百四十七条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第四の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。	一　四を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの 二　入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が一秒につき十ギガビット以上のものに限る。）が五百十二本以上のもの 三　サーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。以下同じ。）において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの 四　サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、六十四ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの 五　サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの 六　専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの 6～27　［略］ （エネルギー消費効率） **第九十三条**　法第百四十七条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第四の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

改正後	改正前
二　二百五十六を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの 三　入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が一秒につき百メガビット以上のものに限る。）が五百十二本以上のもの ［新設］ 四　複合理論性能が一秒につき百メガ演算未満のもの ［新設］ 五　専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであつて、磁気ディスク装置を内蔵していないもの 6～27　［略］ （エネルギー消費効率） **第九十三条**　法第百四十七条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第五の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。	二　二百五十六を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの 三　入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が一秒につき百メガビット以上のものに限る。）が五百十二本以上のもの ［新設］